

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認の取消しについて

令和 7 年 7 月 9 日
佐 賀 県

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和 8 年 3 月 3 1 日とする。

(私立専門学校)

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
専門学校公務員ゼミナール	佐賀県佐賀市唐人二丁目 5-8	学校法人立川学園	佐賀県佐賀市唐人二丁目 5-8	法第 1 3 条第 1 項第一号